平成２６年（フ）第２４６号
大阪市東淀川区小松２丁目１番９号　トレンドヤマモ505号
債務者　伊藤　一学
1　決定年月日時　平成26年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２９０号
大阪市東淀川区東中島１丁目２番７―501号
債務者　永田　義彦
1　決定年月日時　平成26年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４６４号
大阪市大正区泉尾１丁目15番６号
債務者　西本　　剛
1　決定年月日時　平成26年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４８８号
大阪府高槻市城南町４丁目１番15号
債務者　吉田　美穂（旧姓松井）
1　決定年月日時　平成26年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５９６号
大阪市平野区西脇３丁目１番７号ファトゥルージェ505
債務者　伊藤　和子
1　決定年月日時　平成26年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第６１３号
大阪府守口市南寺方南通２丁目13番５号
債務者　財津　米子
1　決定年月日時　平成26年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第６４５号
大阪府東大阪市東山町16番３―314号
債務者　山内佐奈江
1　決定年月日時　平成26年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第６５０号
大阪市平野区喜連東５―１―49　ディアコート喜連東301、住民票上の住所大阪市平野区喜連３丁目５番13号
債務者　川本　希世
1　決定年月日時　平成26年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第６７８号
大阪市東住吉区桑津１丁目12番27号　マンション秀101号
債務者　堤　　雅彦
1　決定年月日時　平成26年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第７４０号
大阪府枚方市中宮山戸町４番25号
債務者　村上　幸代（旧姓木下）
1　決定年月日時　平成26年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第７５７号
大阪市平野区西脇２丁目11番23号アーバンパレス平野302
債務者　大関　綾乃
1　決定年月日時　平成26年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第７８１号
大阪市東成区神路２丁目７番20号フェリーチェ深江橋１号館1204号
債務者　ＮＥＸＴこと　坂本　康人
1　決定年月日時　平成26年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２８号
香川県高松市木太町2916番地３
債務者　落合　勇紀
1　決定年月日時　平成26年３月４日午後３時20分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月30日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第１７１号
高知県吾川郡いの町枝川782番地17
債務者　菊田　万貴
1　決定年月日時　平成26年３月４日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月30日まで
高知地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第２号
福岡県宮若市本城1758番地１
債務者　榎並　久仁
1　決定年月日時　平成26年２月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月30日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成２６年（フ）第３号
福岡県宮若市本城1758番地１
債務者　榎並フジカ
1　決定年月日時　平成26年２月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月30日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成２６年（フ）第９号
福岡県直方市大字頓野2104番地11　県住18―406号、前住所福岡県直方市大字植木435番地12
債務者　森　　勇太
1　決定年月日時　平成26年２月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月30日まで
福岡地方裁判所直方支部